

[脳卒中障害者...はじめにホームページの構成 へ戻る](#)

[脳卒中障害者...生涯現役を目指して 事業化の方向と方策 へ戻る](#)

[中高年・団塊世代...はじめにホームページの構成 へ戻る](#)

[中高年・団塊世代...生涯現役を目指して 事業化の方向と方策 へ戻る](#)

障害者の仕事の可能性

「障害者施策」重点施策実施5か年計画（平成20年度～24年度）

雇用・就業

1. 「障害者施策」重点施策実施5か年計画の中で
 - 1-1. 雇用政策
 - 1-2. 福祉政策
 - 1-3. 教育政策と連携した支援等を通じて就労支援を行うこととした。
 2. 障害者の将来の就労に大きな影響を与える重要な政策が打ち出されている。
 3. その中で、次の3点に絞って「障害者の仕事の可能性」を考えてみた。
 - 3-1 情報・コミュニケーション
 - 3-2 在宅就業者に対する支援
 - 3-3 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の推進
 - 3-4 **中途障害者等の雇用継続のための支援**
-

3-1 情報・コミュニケーション

『 基本方針

IT(情報通信技術)の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害特性に対応した情報提供の充実を図り、障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。

(1) 情報バリアフリー化の推進

障害者IT総合推進事業の実施の促進

障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援

障害者の利用するIT機器に関するJIS規格の適切な見直し

ホームページ等のバリアフリー化に係る普及・啓発の推進

政府広報関連ウェブサイトの障害者対応推進

関係行政機関による障害者にとって分かりやすい広報の推進

この政策は、「障害者が使いやすい情報機器等」の推進は、障害者の障害のままで、社会と触れ合い、社会進出への大きな手掛かりになるであろう。

(*ホームページの[仕事と社会貢献への道](#)・「障害者施策」重点5か年計画参照)

(2) 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

電子投票の実施の促進

日常生活用具給付等事業の適正な運用の促進

テレワークの普及・啓発の推進

「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、通勤困難者でも仕事が可能となるテレワークの普及・啓発を推進する。

この「アクションプラン」は関係省庁の横断的・国家施策であり、在宅勤務が認知され、ひとつの勤務スタイルになって行くことが期待できる。

(ホームページ : 事業 3-2「人口倍増アクションプラン参照」)

ユビキタスネット技術の研究開発の推進

年齢・身体等の壁を乗り越え、高齢者や障害者を始め人にやさしいサービスを実現するためのユビキタスネット技術の研究開発を推進する。

* ユビキタスネット = 「何時でも何処でも意識せずに、情報通信技術を利用できること」

この「ユビキタス・ネット」への国家的取り組みは、将来の日本経済と国民の生活様式も決定していくものになって行くであろう。

さらに、技術の開発の方向性を次のように指し示した。

障害者が障害を意識することなく使える情報コミュニケーション機器の研究開発

脳からの情報を用いて、障害者が障害を意識することなく使えるコミュニケーション機器を開発するための研究を実施する。』

3-2. 【障害者の能力や特性に応じた働き方の支援】

基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

1) 障害者の在宅就業の促進

多様な就業形態による就業機会の拡大を図るため、在宅就業団体の登録数を増やす。

(数値目標・達成期間) 在宅就業支援団体登録数 16 団体(19 年) 100 団体(24 年度)

障害者の在宅就業を支援する団体(16 団体)

在宅就業支援団体▶▶発注元の事業主と在宅就業障害者との間に立って、さまざまな支援を行う団体として、厚生労働大臣に申請し、登録を受けている団体のことをいいます。企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者へ発注する場合、障害者雇用納付金制度に基づく特

例調整金・特例報酬金の支給対象となります。

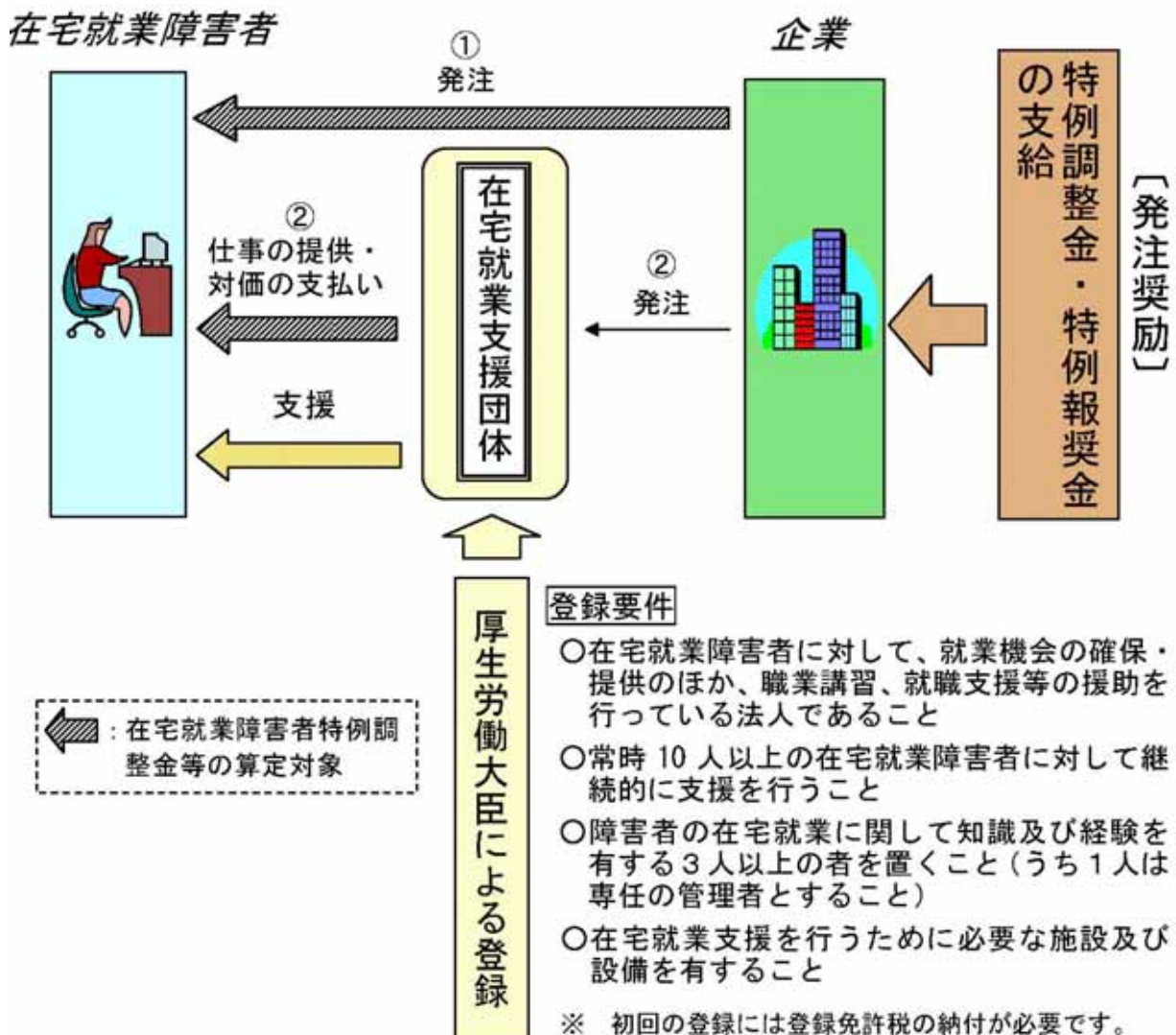
地域	名称	所在地
北海道	NPO 法人 札幌チャレンジド	〒060 0005 北海道札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 札通ビル 8F tel:011 261 0074 fax:011 219 1811
	NPO 法人 あいでっくす メタネットワーク	〒040 0014 北海道函館市中島町 18 16 tel:0138 51 4400 fax:0138 51 4400
関東	NPO 法人 トライアングル西千葉	〒263 0043 千葉県千葉市稲毛区小仲台 2 6 1 京成稲毛ビル 205 tel:043 206 7101 fax:043 207 7153
	e-ワークスネット株式会社	〒261-7116 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6 WBG マリブ イースト 16 階 tel:043 297 3391 fax:043-297-3371
	社会福祉法人 東京コロニー	〒165 0023 東京都中野区江原町 2 6 7 tel:03 5988 7192 fax:03 5988 7193
	社会福祉法人 山梨県障害者福祉協 会 パーチャル工房やまなし	〒400 0005 山梨県甲府市北新 1 2 12 tel:055 252 0100 fax:055 251 3344
東海	NPO 法人 パーチャルメディア工房 ぎふ	〒503 0006 岐阜県大垣市加賀野 4 1 7 ソフトピアジャパン 7F 702 tel:0584 77 0533 fax:0584 77 0533
	NPO 法人 生き生きネットワーク	〒420 0882 静岡県静岡市葵区安東 1 23 12 tel:054 209 0700 fax:054 209 5700
	特定非営利活動法人 福祉のまちづ くり市民ネットワーク	〒432-8052 静岡県浜松市東若林町 1220-5 (浜松都市環境フォーラム内) tel:053-448-7119 fax:053-448-7164
	NPO 法人 電気仕掛けの仕事人	〒444 0802 愛知県岡崎市美合町字三田 19 8 tel:0533 76 4572
近畿	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・ スポーツ協会・大阪市職業リハビリ テーションセンター	〒547 0026 大阪府大阪市平野区喜連西 6 - 2 - 55 tel:06 6704 7201 fax:06 6704 7274
	社会福祉法人 ヒューマンライツ福 祉協会	〒557 0024 大阪府大阪市西成区出城 2 4 10 tel:06 6563 6564 fax:06 6563 6584

中国	社会福祉法人 ふらっと	〒690 1115 島根県松江市邑生町 662-1 tel:0852 34 9734 fax:0852 34 9735
四国	NPO 法人 JCI Teleworkers Network	〒779 0303 徳島県鳴門市大麻町池谷字丸池 29 3 tel:088 683 5101 fax:088 683 5101
九州	社会福祉法人 東望会 身体障害者 小規模通所授産施設 電脳工房	〒851-0114 長崎県長崎市牧島町 750-2 tel:095-837-0405 fax:095-813-3060
	NPO 法人 在宅就労支援事業団	〒862 0976 熊本県熊本市九品寺 5 9 1 tel:096 375 7900
	社会福祉法人 恵佼会	〒880 0024 宮崎県宮崎市祇園 1 丁目 50 番地 tel:0985 31 6441 fax:0985 31 6441

在宅就業障害者に対する支援

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）
- 企業が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）

※ 特例調整金等の支給事務は、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等と同様、高齢・障害者雇用支援機構において取り扱います。



◎在宅就業支援制度の対象となる範囲

(i) 制度の対象となる障害者

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度の対象者と同様、身体障害者、知的障害者、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が対象となります。

※ ただし、雇用されている者は、在宅就業障害者から除かれます。

(ii) 制度の対象となる就業場所

自宅のほか、

- ・障害者が業務を実施するために必要な施設及び設備を有する場所
 - ・就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所（注1）
 - ・障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所（注2）
 - ・その他これらの類する場所
- が対象となります。

※ 在宅就業障害者に対して直接発注を行った事業主の事業所等については、制度の対象となる就業場所から原則除かれます。

（注1）具体的には、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援事業」を実施する施設を予定しています。また、同法に基づく「就労継続支援事業（非雇用型）」を実施する施設についても、一般就労への移行促進等の観点から一定の基準を定めて対象とすることを検討しています。

（注2）具体的には、障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用支援センター」を予定しています。

(iii) 制度の対象となる業務

物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務が対象となっており、対象業務には特段の限定はありません。

◎特例調整金・特例報奨金の金額について

- 事業主に支給される特例調整金・特例報奨金の金額については、障害者雇用調整金等との均衡を踏まえて設定しています。

障害者雇用調整金

法定雇用障害者数を超えて
障害者を一人雇用する



障害者雇用調整金の額は1月当
たり 27,000 円なので、

年間 32.4 万円を支給

特例調整金

例えば 420 万円の発注を行う
(雇用 1 人分に相当する発注額)



年間 25.2 万円を支給

(年間発注総額が 105 万円以上の場合に
支給が行われます。)

- 特例調整金の具体的な算出方法は次頁を、特例報奨金の具体的な算出方法は次々頁をご覧ください。

※ 法定雇用率未達成企業（常用労働者 301 人以上）については、特例調整金の額に応じて障害者雇用納付金が減額されます。

※ 特例調整金・特例報奨金については、発注元企業が自ら雇用している身体・知的・精神障害者である労働者数に応じた支給限度額が設定されます。

3-3 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の推進

- (1) 職場での適応に課題を有する障害者及び事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者(ジョブコーチ)の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進する。

(数値目標・達成期間)

ジョブコーチ養成	1,500人(18年度)	5,000人(23年度)
ジョブコーチ支援	支援終了後の定着率	80%以上(24年度)

- (2) また、[障害者の雇用の促進等に関する法律](#)による「[職場適応援助者助成金制度](#)」を利用しジョブコーチとして活動をする際には、[独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構](#)の行う第1号職場適応援助者養成研修もしくは第2号職場適応援助者養成研修やJC-NET(ジョブコーチネットワーク)や特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワークの行うジョブコーチ(ジョブ・メイト)養成研修(職場適応援助者養成研修)を修了する事が必須となる。

- (3) 職場適応援助者が行う支援には主に下記のものがある。

1) 障害者に対する支援

1. 人間関係、職場内コミュニケーション(挨拶、報告、職場内マナー等)
2. 基本的労働習慣(継続勤務、規則の遵守、生活リズムの構築等)
3. 職務遂行(職務内容の理解、作業遂行力の向上、作業態度の改善)
4. 通勤等に係る支援

2) 雇用主に対する支援

1. 障害に係る知識(障害特性の理解、障害に配慮した対応方法、医療機関との連携方法等)
2. 職務内容の設定(作業内容、工程、補助具等の設定等)
3. 職務遂行に係る指導方法(指示や見本の提示方法、作業ミスの改善等)

4. 従業員との関わり方（指示・注意の仕方、障害の知識に係る社内啓発の方策等）等に係る支援

3) 家族に対する支援

1. 対象障害者の職業生活を支えるための助言

支援回数や時間を徐々に減らし、ジョブコーチ主体の支援から事業主主体の支援に移行。支援終了後もフォローアップを行う。

期間は、障害者の状況により、期間を区切り、それぞれ目標を立てて支援を行う。標準的には2から4ヶ月である。

3-4 中途障害者等の雇用継続のための支援

在職中に身体障害者、精神障害者、難病患者等となった者に対し、適切な職業リハビリテーションサービスを提供し、雇用の継続を図る。

（数値目標・達成期間）中途障害者総合雇用支援

支援終了後の復職・雇用継続率 75%〔24年度〕

脳卒中障害者...はじめにホームページの構成へ戻る

脳卒中障害者...生涯現役を目指して事業化の方向と方策へ戻る

中高年・団塊世代...はじめにホームページの構成へ戻る

中高年・団塊世代...生涯現役を目指して事業化の方向と方策へ戻る